

令和7年1月16日

新宮東小学校保護者 殿

新宮東小学校学校運営協議会

### 児童の携帯電話の学校への持ち込みについて

厳寒の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のことと拝察いたします。また、日頃より本校の教育活動に対してご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、携帯電話の持ち込みによって、糟屋地区内の多くの学校で、SNSを介して加害者や被害者となる事案や、悪口を書き込んだりネット上でグループから外したりする等のいじめ行為が発生し、警察や専門病院の支援が必要な被害が多数報告されています。

文部科学省からの「学校における携帯電話の取扱いに関する通知」でも、小学校において携帯電話は教育活動に直接必要なものでないため学校への持ち込みは原則禁止するとされています。

そこで、本校でも子どもたちが被害にあわないようにするために、新宮町内の他の学校と同様に下記の通り対応します。子どもたちの安心・安全を確保するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- ◎ 学校への携帯電話、スマートフォン等通信機器の持ち込みは原則禁止とします。
  - ・やむを得ない理由（校区外から公共交通機関を使用して登校する等）で、携帯電話が必要な際はお知らせください。但し、ルールが守られない場合は措置を考えます。また、紛失・破損等については責任を負いかねます。
- 登下校の安全確保のため、ちょっと待てっ隊（見守りボランティア）やPTCAと連携した見守り活動の充実を図ります。
- 携帯電話やスマートフォンなどインターネットの使い方については、各学年の発達段階に応じ適切な使用の仕方を指導します。特に、高学年については外部講師等を招聘し、被害にあわない具体的な対策、心得について指導します。